

令和3年度 主な入札契約制度について

I. 入札契約制度全般に関すること

(1)〔建設工事〕競争入札参加資格者名簿の主観点加算【拡充】

協力雇用主として、新潟保護観察所に登録している企業を対象に主観点の加算を行います。

(2)〔建設工事〕中間前払金の対象工事【拡充】

前払金を支払った工事のうち、部分払いを行うこととしていない複数年度の工事についても、中間前払金の対象工事とします。

(3)〔建設工事〕女性技術者の配置を参加資格要件とする入札の実施【継続】

女性技術者の登用・育成（内勤の女性技術者の現場への登用や、新規雇用の促進など）の取り組みとして、女性技術者の配置を参加資格要件とする建設工事の入札を令和2年度に引き続き実施します。

(4)〔共通〕提出書類の押印見直し【改正】

一部提出書類について、様式の見直しを行い、押印を廃止しました。

(5)〔共通〕市内企業への優先発注【継続】

機械器具設置工事などの特殊な案件を除き、引き続き市内企業への優先発注に努めます。

II. 総合評価方式に関すること

(1) 評価項目の組み合わせ

評価項目の組み合わせについて現行の運用に合わせて、運用基準の5の(2)を改定

(2) 評価項目「高齢者雇用」の評価基準

高齢者の就業規則の規定状況及び雇用状況に合わせて、評価基準を改定

(3) 評価項目「障がい者雇用」の評価基準の詳細

障がい者の法定雇用率の引き上げに伴い、評価基準の詳細を改定

※ 詳しくは、「令和3年4月1日版新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」をご確認願います。